

北朝鮮の核保有戦略

——不透明戦略と脅威レベルによる核開発国の事例検証——

宮 本 悟

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）の外務省は、自衛のために核兵器をつくつたと二〇〇五年二月一〇日に宣言した。さらに、二〇〇六年一〇月九日と二〇〇九年五月二五日、二〇一三年二月一二日、二〇一六年一月六日に核実験を行い、実際に核兵器を保有していることを示そうとした。これは、一九九三年三月一二日の核不拡散条約（以下、NPT）脱退宣言前から核疑惑国に留まっていた北朝鮮が、自ら核保有国であると対外に宣言したことを意味する。どうして、北朝鮮は核疑惑国に留まらず、核兵器の保有を明らかにしたのか。

先行研究では、北朝鮮が核兵器を開発する目的について、交渉力を高めて経済的な譲歩を引き出す「瀬戸際外交」のためと論じたものもあるが、これは核保有宣言や核実験を説明するのが難しい。^①なぜなら、核兵器の保有を明らかにすると、核兵器開発の中止を求める米国との交渉が決裂し、「瀬戸際外交」が終了することが想定されるからである。まして、交渉によって得る経済利益より、核開発にかかる費用が少ないことを北朝鮮が予見できなければ、「瀬戸際外交」

は成立しない。北朝鮮が核開発を米国との交渉に利用してきたことは否定しないが、交渉力を高めるために核兵器を開発し、核保有を明らかにしたとは言い難いであろう。

北朝鮮が、核保有宣言や核実験によって核保有を公にした理由については、核抑止の観点から説明できる。敵対国に攻撃の意図を挫かせる核抑止力を得るためには、核兵器の保有を曖昧にするよりも、明らかにした方が効果的である。⁽²⁾ たとえ実戦に耐えうる核兵器でなくとも、実戦に耐えうる可能性を示すだけで、核抑止力はより確かなものとなる。この議論からは、北朝鮮は対立する米国への核抑止力をより確実にするために、核保有を明らかにしたと考えられよう。

ただし、これだけで北朝鮮が核保有を公にしたことを説明できるわけではない。なぜなら、核抑止力を得ようとした全ての国家が、北朝鮮のように核保有を明らかにしたわけではないからである。インドやパキスタンのように核保有を明らかにした国家もあったが、イスラエルのように曖昧な核保有を続けている国家もある。さらに、南アフリカのように核保有を明らかにしないまま、核兵器を放棄した国家もある。どうして各国の核保有戦略に違いが生まれるのか。そして、どうして北朝鮮は、核疑惑国に留まらず、核保有宣言と核実験を実施する戦略を選択したのか。本稿では、この疑問に答えたい。

核開発国の核保有戦略の帰結については、核兵器の「保有」と「放棄」の二者択一が考えられてきた。⁽³⁾ しかし、本稿で問題とする北朝鮮の核保有戦略には、その中間的な概念、すなわち曖昧な核保有が存在する。この曖昧な核保有について論じたのが、アヴナー・コーエン (Avenir Cohen) とベンジャミン・フランケル (Benjamin Frankel) の研究 (以下、コーエン) である。⁽⁴⁾ 本稿では、北朝鮮の核保有戦略の変化を説明するために、コーエンが提起した核保有の「不透明 (Opaque)」の概念を導入したい。この概念に沿えば、核保有戦略の帰結は「透明 (Visible)」、「不透明」、「放棄」の三つとなる。すなわち、「透明」は核兵器の保有を宣言し、「不透明」は核兵器の保有を宣言せず、「放棄」は核兵器自体や核兵器開発の選択を捨てることである。各国の核保有戦略は、ある条件の変化によって、この三つの帰結のいずれ

れを選ぶかが変わると考えられる。従って、本稿では、この三つの帰結に影響を与える条件についての仮説提起とその検証を行いたい。

本稿では、T・V・ポール (T.V. Paul) の理論を導入して、コーエンが提起した条件に修正を加えた仮説を提起したい。⁽⁵⁾ コーエンが論じた条件では、北朝鮮やインド、パキスタンが核保有を公にしたことを説明し難いためである。さらに、核開発国として知られる一八カ国の戦略変化を事例にして仮説を検証し、仮説が多くの核開発国における核保有戦略の変化を説明できることを明らかにする。

最後に、脅威レベルのような国際政治ではなく、政治体制などの国内政治が核保有戦略に与える影響についても検討する。北朝鮮については、政治体制の特異性の故に、核兵器を開発するという議論も見受けられる。⁽⁶⁾ しかし、核開発国の政治体制の違いが核保有戦略の変化に影響を与えるのかは、新たに検討する必要がある。そこで、本稿では、政治体制と核開発国の核保有戦略が一致するのも検証し、本稿の仮説の実証性を補完したい。

一 核保有戦略の変化

本節では、コーエンが提起した「不透明戦略」の概念を説明するとともに、実際の核開発国による核保有戦略の変化を検討したい。その上で、コーエンの想定に誤りがあることを指摘する。

コーエンによると、核保有の戦略には「透明戦略」と「不透明戦略」がある。⁽⁷⁾ これは核保有国と核疑惑国の戦略の違いともいえる。「透明戦略」とは、効果的な核抑止力を得るために、核保有を明確にすることである。⁽⁸⁾ NPTに核保有国として定められている米国、ロシア、イギリス、フランス、中国の五カ国は、この戦略を採ってきた。「不透明戦略」

とは、その国の指導層が核兵器の存在を認めていないにもかかわらず、核兵器の存在の証拠が十分にあって、それが他国のパーセプションや行動に影響を与えることである。⁽⁹⁾一九九八年に実施されたインドの核実験まで、NPTの核保有国以外の核開発国は全てこの戦略を採っていた。

コーエンは、「透明戦略」と「不透明戦略」に分かれる最も重要な条件がNPTであると論じた。⁽¹⁰⁾NPTは、核保有五カ国以外の核保有を違法化したものである。たとえNPTに加盟していなくても、NPTによる核保有禁止の規範が国際社会にある以上、核保有を公にすれば国際社会から制裁を受ける可能性がある。従って、NPTの核保有国以外の国家が核開発を推進しようとするれば、「不透明核戦略」によって国際社会からの制裁を回避しようとするであろう。

しかし、NPTの規範に変化はなくとも、核開発国の戦略は必ずしも一定していない。インドとパキスタンは、一九九八年に「不透明戦略」から「透明戦略」に移行した。北朝鮮も、二〇〇五年に「透明戦略」に移行した。核兵器を保有しながら「不透明戦略」を維持しているのは、イスラエルぐらいであろう。反対に、南アフリカは、当初は「不透明戦略」を採ったが、後に核兵器を放棄した。核開発国の戦略は「透明戦略」と「不透明戦略」、さらに「放棄戦略」の間で変化するといえよう。

さらに、本稿では、核兵器開発段階で核開発を放棄したりリビアやスイス、スウェーデン、イランなども「不透明戦略」から「放棄戦略」に移行した国家に含める。検証する事例を増やすことで、より仮説の妥当範囲が広いことを示すためである。⁽¹¹⁾ただし、コーエンは、核兵器開発段階にある国を「不透明戦略」の範疇に含めず、リビアとスイス、スウェーデン、イランも「不透明戦略」を採った国として扱っていない。⁽¹²⁾コーエンの定義では、「不透明戦略」とは既に核兵器を保有しているながらそれを明確にしないことである。それによれば、まだ核兵器開発段階にある国家が特定の時点で追及している戦略を「不透明戦略」とするのは不適切であろう。しかし、核開発を目指しながら、それを放棄することは、戦略が変化したことを意味する。従って、本稿の目的である戦略変化を説明する場合に限れば、核兵器開発段

表1 核開発国の戦略変化

戦略変化 (1967年1月1日以降)	核開発国
「透明戦略」→「透明戦略」	米国, ロシア, イギリス, フランス, 中国
「不透明戦略」→「透明戦略」	インド, パキスタン, 北朝鮮
「不透明戦略」→「不透明戦略」	イスラエル
「不透明戦略」→「放棄戦略」	南アフリカ, <input type="checkbox"/> イラク, <input type="checkbox"/> リビア, <input type="checkbox"/> 韓国, <input type="checkbox"/> スウェーデン, <input type="checkbox"/> アルゼンチン, <input type="checkbox"/> ブラジル, <input type="checkbox"/> スイス, <input type="checkbox"/> イラン

※ で囲った国家は、核兵器開発の中途段階で放棄した核開発国

階で放棄した事例を「不透明戦略」に含めても問題はないであろう。核保有戦略が始まる時点は、NPTが核保有戦略に影響を与えるというコーエンの議論に従って、NPTの基準を適用したい。NPT第九条第三項では一九六七年一月一日以前に核爆発装置を製造しかつ爆発させた国を核保有国と定めているので、この日から核保有戦略が始まったと仮定する。

世界の核開発国の戦略変化をまとめれば、表1のようになる。ここで挙げた核開発国には、NPTの核保有国の他に、政府が核保有を宣言した国家（インド、パキスタン、北朝鮮）、政府が過去の核保有を認めた国家（南アフリカ⁽¹³⁾）、政府や指導層が過去の核開発を認めた国家（イス⁽¹⁴⁾、韓国⁽¹⁵⁾、スウェーデン⁽¹⁶⁾、リビア⁽¹⁷⁾、ブラジル⁽¹⁸⁾）がある。さらに、国際機関や研究者によって、核開発や核保有が強く疑われている国家（イスラエル⁽¹⁹⁾、イラン⁽²⁰⁾）、過去において核開発を推進したことが確実と考えられている国家（アルゼンチン⁽²¹⁾、イラク⁽²²⁾）を含めた。計一八カ国である⁽²³⁾。表1で示されたように、「透明戦略」を推進しているNPTの核保有国には戦略の変化が見られないが、「不透明戦略」を採った核開発国は、その後に戦略を変えている事例が見られる。ネイル・ジョーク (Neil Jock) が論じるように、核兵器の保有や開発を疑われながらも核兵器に対する立場を明確にしない核疑惑国は、核兵器を放棄したり、核兵器

開発を中断したりする選択肢を残しており、条件によって戦略を変えやすいのかも知れない。⁽²⁴⁾

それでは、核開発国の戦略に変化をもたらす条件とは何であろうか。コーエンが論じたように「不透明戦略」を生み出したのはNPTであったとしても、その後の戦略変化はNPTだけでは説明できない。二五年の期限付きであったNPTは、一九七〇年の発効から二五年目を迎えた一九九五年に無期限延長が決定した。すなわち、現在に至るまで国際規範としてのNPTには変化がないのである。NPTによって核保有五カ国以外の核開発国が「不透明戦略」を推進したと論じるコーエンによれば、「不透明戦略」を採った核開発国は、それを維持することになる。

しかし、実際には、コーエンの想定とは異なり、「不透明戦略」を採った核開発国はその後には戦略変化を起こした事例が見受けられる。核兵器開発段階で核開発を放棄した国家を含めれば、その戦略変化はより明らかとなるが、そうではなくとも「不透明戦略」を採った核開発国が戦略変化を起こすことは、南アフリカの事例からも明らかである。次節では、核開発国の核保有戦略に変化をもたらす重要な条件を考察してみたい。

二 脅威レベルと核保有戦略の変化の仮説

本節では、ポールの理論を導入して、核開発国の核保有戦略に最も重要な影響を与える条件を仮説として提起したい。核抑止力は、対立国からの攻撃を抑止するためのものである。従って、対立国がどれほど脅威であるかによって、核抑止の必要性が異なるはずである。コーエンは、「不透明戦略」を採る国家には直接的な核の脅威がないと論じた。⁽²⁵⁾しかし、それは「不透明戦略」を採る国家でも該当しない場合がある。確かに、イスラエルの敵対国であるアラブ諸国は核兵器を保有していない。しかし、インドは核保有国である中国を核抑止の対象としている。北朝鮮もまた核保有国

である米国と対立している。すなわち、「不透明戦略」を採る国家が受ける脅威レベルは一律ではないのである。

ならば、脅威レベルの違いによって、核開発国が核保有戦略を変えることが考えられる。脅威レベルによって、核保有の可能性が変わることは、ポールがすでに論じている。ポールは、高脅威地域と中脅威地域、低脅威地域に分けて、国家がどの地域に属しているかで、核保有の可能性が変わると論じた。高脅威地域の国家は、核保有国による核の傘がなければ、核不拡散体制を破つても核兵器を保有しようとする可能性が高い。反対に、低脅威地域の国家で、域内経済への依存が高ければ、核不拡散体制を破つてまで核保有に踏み切る可能性は極めて低い。⁽²⁶⁾

ポールは地域単位で脅威レベルを分類した。しかし、本稿では核開発国を対象を限っており、事例が多くないため、地域で脅威レベルを分けるよりも、各々の核開発国がどのような国家から脅威を受けているかで分けるほうが、より正確に核開発国が受ける脅威レベルを設定できるであろう。すなわち、脅威レベルが高いほど「透明戦略」の方向に向かい、低いほど「放棄戦略」に向かい、脅威レベルに変化がなければ戦略にも変化がないと想定される。

また、ポールは、各国が核開発する条件には脅威レベル以外にも、副次的に核の傘と経済依存性が作用すると論じている。核の傘や経済依存性は、本稿の分析でも副次的な条件として作用するであろうが、結論に大きな影響を与えない限り、バイアスとして処理したい。

本稿における脅威レベルの設定は、ポールと同様に、三段階に分けることが可能であろう。まず、脅威レベルが最も高いのは核保有国と対立している場合である。核保有国からの脅威があれば、核開発国はより確実な核抑止力が必要とすると考えられる。従って、核保有国からの脅威がある場合には「透明戦略」に移行しやすいと想定される。

それよりも脅威レベルが低いのは、核疑惑国や非核保有国と対立している場合である。核疑惑国や非核保有国と対立した場合、核保有国と対立している場合に比べて、直接核攻撃を受ける可能性は低い。しかし、自国が核保有を宣言して、対立する国家に核の脅威を与えれば、対立国も核開発して核保有を宣言する可能性が高まる。それは自国に対して

直接的な核の脅威を与えることになる。そこで、核疑惑国や非核保有国からの脅威であれば、「不透明戦略」を維持しようとするであろう。

最後に、脅威レベルが最も低いのは、相手国との対立がなくなった場合である。脅威がほとんどない状態ともいえるであろう。脅威がほとんどないのに核兵器を持ち続けても、国際社会から制裁を受ける可能性がただで、得るものはほとんどない。この場合は、「放棄戦略」に移行すると考えられよう。ただし、NPTの核保有五カ国は、核兵器を保有し続けても国際社会から制裁を受けないので、「放棄戦略」に移行することは考えにくい。

三 脅威レベルと核開発国の核保有戦略の変化

本節では、核開発国が最初に選択した戦略から現在の戦略への変化を検討し、それが脅威レベルの仮説の想定値と一致するのかを検証してみたい。ただし、核兵器開発や核兵器を放棄した核開発国については、放棄した時点で核保有戦略がなくなるので、現在ではなく、放棄した時点での脅威レベルで検証する。以下、本稿では、現在または放棄時点での戦略を「現在の戦略」と表記する。

検証する核開発国は、前節で挙げた一八カ国である。各国が最初に選択した戦略は「透明戦略」か「不透明戦略」の二つである。「現在の戦略」には「透明戦略」や「不透明戦略」、「放棄戦略」の三つがある。戦略を最初に選択した時の脅威レベルと「現在の戦略」での脅威レベルを検討し、戦略と脅威レベルが一致していれば、脅威レベルが戦略変化の重要な条件であることが分かる。

核開発国の対立国は表2で示されるように設定した。対立国とは、核開発国にとって核抑止の対象国であり、自国を

表2 核開発国の対立国一覧

核開発国	対立国（最初の戦略）	対立国（「現在の戦略」）
米国	ソ連	ロシア, 中国
アルゼンチン	ブラジル	対立国なし
イギリス	ソ連	対立国なし
イスラエル	アラブ諸国	アラブ諸国
イラク	イラン	米国
イラン	イラク（途中からイスラエル, 米国）	サウジアラビア, イスラエル
インド	中国, パキスタン	中国, パキスタン
韓国	ソ連, 中国, 北朝鮮	北朝鮮, ソ連, 中国
北朝鮮	米国, 韓国	米国, 韓国
スイス	ソ連, 西ドイツ	対立国なし
スウェーデン	ソ連, ワルシャワ条約機構	ソ連, ワルシャワ条約機構
中国	ソ連, 米国	米国
パキスタン	インド	インド
フランス	ソ連	対立国なし
ブラジル	アルゼンチン	対立国なし
南アフリカ	ソ連, キューバ	対立国なし
リビア	西側諸国（米, 英）	対立国なし
ロシア（ソ連）	米国	米国

※ □で囲った部分は、核開発や核兵器を放棄した時点での対立国

攻撃する可能性がある国家である。この設定で疑問が提起されそうなものについて、少し説明を加えたい。

まず、現在の米ロや米中関係である。現在のロシアや中国は、少なくとも公式には米国を脅威とはしていない。しかし、表2では、米ロや米中はお互いに対立国として設定した。なぜなら、少なくとも米国は公式見解でも中ロを核抑止の対象としているし、中ロは核軍縮問題で米国の核軍縮状況を問題にするからである。冷戦後も米ロや米中

表3 「最初に選択した戦略」と脅威レベル

最初の戦略 脅威レベル	透明戦略	不透明戦略	放棄戦略
核保有国	米国, イギリス, 中国, フランス, ロシア (ソ連)	インド, 韓国, 北朝鮮, スイス, スウェーデン, 南アフリカ, リビア	
核疑惑国 非核保有国		アルゼンチン, イスラエル, イラク, イラン, パキスタン, ブラジル	
脅威なし			

関係はやはり核抑止によって成り立っている側面が残っているといえよう。⁽²⁷⁾

リビアの対立国として米国を設定した点についても疑問が提起されるかも知れない。リビアは明確に対立国を公表していない。しかし、リビアは西側諸国を批判して、西側諸国に対するテロ活動に関与してきたといわれている。その西側諸国で実際にリビアを攻撃したのは米国であるので、リビアが米国を脅威としても不思議ではない。⁽²⁸⁾

最初に選択した戦略と脅威レベルをまとめれば、表3のようになる。網掛けの方面は、戦略と脅威レベルが一致していることを示している。対立国が複数の場合は脅威レベルがより高い方を選択した。一八カ国中、一一カ国の戦略と脅威レベルが一致している。一致する国が、一致しない国よりも多いことが分かる。多くの核開発国が、脅威レベルに比べて、戦略を選択していることが窺える。ただし、インド、北朝鮮、韓国、スウェーデン、スイス、リビア、南アフリカの七カ国は一致していない。これらの七カ国は、核保有国からの脅威があるにもかかわらず、「不透明戦略」を採っていた。これらの核開発国は、脅威レベルが変わらなければ、「透明戦略」に移行する可能性が高いと想定される。

表4は、「現在の戦略」と脅威レベルを示している。一八カ国中、一二カ国の戦略が脅威レベルと一致している。やはり脅威レベルと一致

表4 「現在の戦略」と脅威レベル

最初の戦略 脅威レベル	透明戦略	不透明戦略	放棄戦略
核保有国	米国, インド, 北朝鮮, 中国, パキスタン, ロシア (ソ連)		イラク, 韓国, スウェーデン
核疑惑国 非核保有国		イスラエル	イラン
脅威なし	イギリス, フランス		アルゼンチン, スイス, ブラジル, 南アフリカ, リビア

している国家が、一致していない国家よりも多い。表4で戦略と脅威レベルが一致している一七カ国の内七カ国は、表3でも一致している。米国と中国、ロシア、イスラエルは脅威レベルと戦略に変化がない。アルゼンチンとブラジルは相互に対立して「不透明戦略」を採っていたが、両国の和解が進んだため「放棄戦略」に移行した。またパキスタンは、対立するインドが核保有を宣言したため、自らも核保有を宣言した。

他の五カ国は、表3では戦略と脅威レベルが一致しなかったが、表4では一致しており、脅威レベルによって戦略の変化を説明できることが分かる。インドと北朝鮮は、核保有国が脅威であることに変化がないため、「透明戦略」に移行した。スイスとリビア、南アフリカは脅威が去ると「放棄戦略」に移行した。この五カ国は、最初の選択の時点では核兵器開発段階であったため、脅威レベルに沿った戦略を選択できなかったと考えられるが、時間が経つか、脅威レベルが変化すると、仮説の想定通りに選択した。

しかし、表4で示されるように、韓国とスウェーデン、イラク、イラン、イギリス、フランスの六カ国は脅威レベルと戦略変化が一致していないことが分かる。その理由は、核開発国の戦略変化では脅威レベルが重要な条件となるが、副次的な条件も存在すると考えられるからである。その副次的な条件が何であるかについて説明を加えたい。

韓国とスウェーデンは「不透明戦略」を採っていたが、脅威レベルが変わらないのに「放棄戦略」に移行した。韓国が核開発を放棄した理由は、再び米国の核の傘に入ったことによる。韓国は、一九七〇年代に米韓関係が悪化すると核開発に着手したが、八〇年代初に米韓関係が好転し、米国の核の傘に入ることが確実となると、核開発を放棄した。⁽³⁰⁾核の傘が核保有戦略の副次的な条件になることは、ポールが想定した通りである。

スウェーデンによる核開発の放棄は、NATOが一九六七年に発表した柔軟政策がきっかけの一つとなっている。スウェーデンの核開発に関するジャン・プラウィッツ (Jan Prawitz) の報告書によると、柔軟政策によって核兵器よりも通常兵器の重要性が高まったことがスウェーデンで認識され始めた。これがきっかけの一つとなって、スウェーデンは一九六八年七月にNPTが署名開放されたことで、核開発を放棄するに至ったと考えられている。⁽³¹⁾

イラクは、核保有国である米国と対立したのに「放棄戦略」を選択した。イラク戦争によって亡命したイラクの核兵器開発者によると、イラクは湾岸戦争時の爆撃と国際原子力機関 (IAEA) の査察によって核兵器開発のための施設を破壊・撤去されたために、核兵器開発を中止せざるを得なくなったという。⁽³²⁾

イランは、非核保有国であるイラクの後、核保有国である米国と対立していたが、その時でも核保有を宣言せずに、「不透明戦略」に近い態度を示していた。それはまだ実際に核兵器を開発していないためと考えられる。核兵器の開発を疑われていたイランであるが、米国家情報会議による二〇〇七年一月の報告書では、イランは二〇〇三年に核兵器開発を放棄したという。⁽³³⁾さらに、二〇一五年七月一四日にイランは米欧六カ国と核協議で最終合意に達して、核施設の大幅な縮小や軍事施設への査察を受け入れた。これは核兵器開発をしていないことを国際的に公にしたといえる。米国の和解が進むにつれて、米国が脅威ではなくなり、イランは明確に「放棄戦略」を選択したと考えられよう。

イギリスとフランスは、脅威が去っても核兵器を放棄しなかった。しかし、コーエンの議論からは、NPTの核保有国の核放棄は想定できない。NPTで核保有が認められているので、核兵器を放棄しても、少なくとも国際社会か

ら制裁を受けないためと考えられる。イギリスとフランスが核兵器を放棄せず、保有し続けようとする動機は明確ではないが、米国の核戦略と一線を画したヨーロッパ独自の防衛政策を模索するためと論じる研究もある。⁽³⁴⁾

以上の議論から、多くの核開発国は対立国の脅威レベルに応じて戦略を変化させることが分かる。もちろん脅威レベルと戦略変化が一致しない場合も存在する。それは、副次的な条件をバイアスとして処理したからである。それでも、一八カ国中、一・二カ国の戦略が脅威レベルと一致した。北朝鮮もまた戦略と脅威レベルが一致しており、北朝鮮が「透明戦略」に移行した理由が、脅威レベルであることが理解できよう。

四 政治体制の違いと核開発国の核保有戦略の変化

北朝鮮が特異な政治体制であるために核兵器を開発するという議論もあるので、これについて検討したい。各国の政治体制の違いが核保有戦略に何らかの影響を与える可能性があることについて、おそらく異論はないであろう。しかし、それが脅威レベルよりも各国の核保有戦略に影響を与えるのかという点、議論の余地がある。

各国の核保有戦略について、国内政治が与える影響が国際政治よりも小さいことは、ポールやブラッドリー・セイヤー (Bradley A. Thayer)⁽³⁶⁾、マイケル・テッシュ (Michael C. Desch)⁽³⁷⁾ などが既に論じている。本節では、脅威レベルに代えて、政治体制によって核開発国を分類し、核開発国の戦略との関係を検討することで、彼らの議論を補強したい。政治体制が異なることは、政治過程や政治制度も異なることを意味している。政治体制によって分類することは、国内政治が核保有戦略にどれほど影響を与えるのかを明らかにする指標となる。

政治体制の分類は、ホアン・リンス (Juan J. Linz) の定義に従い、全体主義、権威主義、民主主義に分類したい。⁽³⁸⁾ リ

表5 「最初に選択した戦略」と政治体制

最初の戦略 脅威レベル	透明戦略	不透明戦略	放棄戦略
全体主義体制	中国, ロシア (ソ連)	北朝鮮	
権威主義体制		アルゼンチン, 韓国, パキスタン, ブラジ ル, 南アフリカ, イ ラク, リビア	
民主主義体制	米国, イギリス, フ ランス	イスラエル, イラン, インド, スイス, ス ウェーデン	

ンスの分類では、政治参加の政治的多元主義と政治的一元主義が政治体制分類の一つの基準となっており、これは政治過程や政治制度に大きな影響を与えるからである。⁽³⁹⁾

一元主義が進んでいる北朝鮮などは全体主義体制であり、多元主義が進んでいる米国などは民主主義体制である。一元主義とは言い難いが、多元主義が制限されているパキスタンなどは権威主義体制である。イランについては、リンス自身が分類不可能と論じたが、選挙による政権交代が常態化している⁽⁴⁰⁾ので、政治的多元主義が進んでいる民主主義体制と定義しても差し支えないであろう。

本節では、一元主義が進むほど「透明戦略」になり、多元主義が進めば「放棄戦略」になるという仮説の下に検証する。すなわち「抑圧国家」や「ならず者国家」といわれる国家であれば、「透明戦略」を採る傾向が強いように仮説を設定した。特異な政治体制のために北朝鮮が核開発を進めるという議論は、この仮説によつて成り立つものだからである。

核開発国である一八カ国の最初に選択した戦略と政治体制をまとめれば、表5のようになる。また、「現在の戦略」と政治体制をまとめれば表6のようになる。

表5では、一八カ国中、九カ国で政治体制と核保有戦略が一致している。表6では、一八カ国中、わずか六カ国でのみ政治体制と核保有戦略が

表6 「現在の戦略」と政治体制

現在の戦略 脅威レベル	透明戦略	不透明戦略	放棄戦略
全体主義体制	北朝鮮		
権威主義体制	パキスタン, 中国		韓国, 南アフリカ, イラク, リビア
民主主義体制	米国, インド, イギリス, フランス, ロシア (ソ連)	イスラエル	スウェーデン, アルゼンチン, スイス, ブラジル, イラン

一致している。仮説の想定通りになったのは六カ国のみであり、政治体制は核保有戦略にあまり影響を与えないと考えられる。

ただし、全体主義体制の事例が他の体制に比べてあまりにも少ないので、全体主義体制と権威主義体制を共に非民主主義体制として検証を試みたい。非民主主義体制から民主主義体制に移行すると「放棄戦略」を採ったのは、アルゼンチンとブラジルである。また、民主主義体制を維持して、「不透明戦略」から「放棄戦略」に変化したのはスウェーデンとスイス、イランである。北朝鮮とパキスタンは非民主主義体制を維持して、「不透明戦略」から「透明戦略」に変化した。さらに、中国は非民主主義体制のまま「透明戦略」を続けている。この八カ国は、政治体制に伴う核保有戦略の帰結が本節で提起した仮説の想定通りになった国家である。

しかし、仮説の想定通りにならなかった国も多い。民主主義体制でありながら「不透明戦略」から「透明戦略」に移行したインド、「不透明戦略」を維持しているイスラエル、「透明戦略」を維持している米国やイギリス、フランスの事例がある。また、非民主主義体制でありながら「不透明戦略」から「放棄戦略」に移行した韓国や南アフリカ、リビア、イラク、さらに非民主主義体制から民主主義体制に移行しても「透明戦略」を維持しているロシアの事例が仮説の想定通りになっていない。この一〇カ国の事例からは、政治体制と核保有戦略に関する関係があるようには思えない。政治体制に伴う核保有戦略の帰結が仮説

の想定通りになった国家よりも、想定通りにならなかった国家が多いのである。

NPTの核保有国については、政治体制の変化が核保有戦略に影響を与えないことも考えられる。しかし、NPTの核保有国を事例から差し引いても、政治体制の変化に伴う戦略変化が仮説の想定通りになった国家は七カ国であり、想定通りにならなかった国家は六カ国になる。少なくとも、脅威レベルほどには、政治体制は核保有戦略に影響を与えていないといえるであろう。それは、すなわち、国内政治よりも国際政治が核保有戦略に大きな影響を与えていることも示しているといえよう。

同様のことが北朝鮮に対してもいえる。確かに、北朝鮮は政治体制に伴う核保有戦略の変化が想定通りとなったが、それはそのように仮説を設定したからである。他の核開発国の事例からは、政治体制の違いが核保有戦略に大きな影響を与えるとは考えにくい。北朝鮮についても、その特異な政治体制であるが故に、核開発を進め、「透明戦略」を採ったとは言い難いであろう。

おわりに

本稿は、どうして核開発国の核保有戦略に違いが生まれるのか、さらに、どうして北朝鮮が「不透明戦略」から「透明戦略」に移行したのかを論じたものである。まず、核開発国の核保有戦略の帰結については、核兵器の「保有」と「放棄」の二者択一ではなく、コーエンの概念を導入して、「透明」、「不透明」、「放棄」の三つに設定した。しかし、核開発国の核保有戦略の帰結に影響を与える条件については、ポールの理論を導入して、「核保有国」、「核疑惑国・非核保有国」、「脅威なし」の三つの脅威レベルの仮説を新たに提示し、それを核開発国である一八カ国の事例によって検証

した。

事例検証では、核開発国が最初に選択した戦略から「現在の戦略」への変化を検討し、それが脅威レベルと一致するのかを検証した。その結果、一八カ国中、一二カ国の戦略が脅威レベルと一致していることが明らかとなった。脅威レベルと一致している国家が、一致していない国家よりも多い事が分かる。一二カ国中、五カ国は、最初の戦略では核兵器開発段階であったため、脅威レベルに沿った戦略を選択できず、脅威レベルと一致しなかったと考えられるが、「現在の戦略」では一致しており、脅威レベルによって核保有戦略の変化を説明できることが明らかとなった。

また、一八カ国中、六カ国は、脅威レベルが「現在の戦略」で一致しなかった。その理由は、副次的な条件も存在するからである。本稿では、副次的な条件をバイアスとして処理したため、どのような副次的な条件が存在するのかは個々の事例に関する研究や資料の言及を紹介することにとどめた。

さらに、政治体制の違いが脅威レベルよりも各国の核保有戦略に影響を与えるのかについても検証した。政治体制の分類は、政治的多元主義と一元主義を基準の一つとしたリンスの定義に従って、全体主義と権威主義、民主主義に分類した。さらに、一元主義が進めば「透明戦略」になり、多元主義が進めば「放棄戦略」になるという仮説の下に事例を検証した。

検証の結果、一八カ国中、六カ国でのみ政治体制と核保有戦略が一致した。さらに、全体主義体制と権威主義体制を共に非民主主義国家として検証を試みたが、それでも一八カ国中、七カ国でのみ政治体制と核保有戦略が一致した。NPTの核保有国を差し引いても、仮説の想定通りになったのは一三カ国中、六カ国である。政治体制は、脅威レベルほどには、核保有戦略に影響を与えていないといえる。

以上に検討した通り、対立国からの脅威レベルが核開発国の核保有戦略に大きな影響を与えていることが明らかとなった。さらに、政治体制のような国内政治よりも、脅威レベルのような国際政治が核保有戦略に大きな影響を与えて

おり、核保有戦略を検討する上では、国内政治よりも国際政治がさらに重要であることが示された。

最後に、北朝鮮の核保有戦略の変化も、政治体制よりも、脅威レベルで説明できることが分かる。核保有国である米
国と対立している北朝鮮は「透明戦略」を採る可能性が高い国家であった。最初に選択した「不透明戦略」は、北朝
鮮にとって不都合なものだったのである。北朝鮮の核保有宣言や核実験は、むしろ不適切であった戦略を正したもので
あったと理解できよう。そして、北朝鮮が脅威レベルによって核保有戦略を変えようということは、脅威がなくなれば、
核兵器を放棄する可能性も残されていることを意味するといえよう。

注

- (1) 例えば、道下徳成「北朝鮮の核開発をめぐる交渉 一九九三年～九四年——強制手段の役割を中心に」『国際安全保障』第
三三巻第一号（二〇〇五年六月）、五一―八七頁、倉田秀也「北朝鮮の米朝『枠組み合意』離脱と『非核化』概念——新た
な核開発問題と地域的解決の模索」黒澤満 編『大量破壊兵器の軍縮論』（信山社、二〇〇四年）、一二七―一五一頁。
- (2) Amer Cohen and Benjamin Frankel, "Opaque Nuclear Proliferation," *The Journal of Strategic Studies*, 13 (3) (September 1990),
31–38.
- (3) 核保有の「不透明」の概念は、一九八〇年代末から導入され始めた。コーエンの議論は、一九八八年一月にアメリカ芸術
科学アカデミーで開催された不透明核拡散の議論が基になっているという。Ibid., 36.
- (4) Ibid., 14–14.
- (5) T.V. Paul, *Power versus Prudence: Why Nations Forgo Nuclear Weapons* (Montreal and Kingston, London, Ithaca: McGill-Queen's

University Press, 2000), 14–34. ただし、ポールは、各国の核保有戦略の帰結を、保有と非保有の二つの選択肢しか準備してゐない。

- (6) Nicholas Eberstadt, “North Korea’s Weapons Quest,” *The National Interest*, 80 (Summer 2005), 49–52; Roald V. Savel’ev, “Leadership Politics in North Korea and the Nuclear Program,” James Clay Moltz and Alexandre Y. Mansourov eds., *The North Korean Nuclear Program: Security, Strategy, and New Perspectives from Russia* (New York and London: Routledge, 2000), 110–124.
- (7) Cohen and Frankel, “Opaque Nuclear Proliferation,” 14.
- (8) *Ibid.*, 17.
- (9) Avner Cohen, *Israel and the Bomb* (New York: Columbia University Press, 1998), iv.
- (10) Cohen and Frankel, “Opaque Nuclear Proliferation,” 31.
- (11) 検証のために事例がどれほど必要なのかは研究方法によるが、おおよそ五から二〇程度であると考えられる。Gary King, Robert O. Keohane, Sidney Verba, *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research* (Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1994), 216.
- (12) Cohen and Frankel, “Opaque Nuclear Proliferation,” 18–20.
- (13) フレデリック・デクラーク元南アフリカ共和国大統領は、キューバとソ連の脅威によつて核開発を始めたというインタビューで答えている。「デクラーク前南アフリカ共和国大統領インタビュー 一問一答」『朝日新聞』(一九九七年七月二八日)。
- (14) スイス政府は一九九五年に核兵器開発に関する報告書を作成した。福原直樹「スイス、冷戦期に「核」計画」『毎日新聞』(一九九八年八月六日)、美根慶樹「スイスの核武装問題——小国の苦渋に満ちた決断」『新防衛論集』第二七巻第三号(一九九九年二月)、福原直樹『黒いスイス』(新潮社、二〇〇四年)、七五―一〇〇頁を参照。
- (15) 尹昌熙「韓国一時核武器推進」金鍾泌総理公式確認『中央日報』(一九九八年八月二九日)、洪性築「林正熙の核開発と韓米関係」鄭城和『朴正熙時代研究の争点と課題』(ソウル、図書出版仙人、二〇〇五年)、二五七―二九三頁。
- (16) 笠原敏彦「一九五〇年代、核兵器保有を計画 スウェーデンが報告書」『毎日新聞』(二〇〇一年四月一日)、“Sweden considered nuclear weapons option: report,” *BBC News* (March 30, 2001), <<http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/1251830.stm>>

- (Accessed October 19, 2009).
- (17) Mohamed ElBaradei, Implementation of the NPT Safeguards Agreement of the Socialist People's Libyan Arab Jamahiriya, February 20, 2004, <<http://www.iaea.or.at/Publications/Documents/Board/2004/gov2004-12.pdf>> (Accessed October 19, 2009).
- (18) Martin Murphy, "Brasil revela planes nucleares [ブラジルの核計画を明らかにした]" (August 9, 2005), "BBC News, <http://news.bbc.co.uk/1/hi/spanish/international/newsid_4133000/4133566.stm> (Accessed October 19, 2009).
- (19) "Atomic technician Mordechai Vanunu reveals secret weapons production," *The Sunday Times*, October 5, 1986.
- (20) National Intelligence Council, "Iran: Nuclear Intentions and Capabilities," National Intelligence Estimate (November 2007), <http://www.dni.gov/press_releases/20071203_release.pdf> (Accessed October 19, 2009).
- (21) "Argentina Claims Nuclear Capacity," *The New York Times*, November 19, 1983; Wayne A. Selcher, "Brazilian-Argentine Relations in the 1980s: From Wary Rivalry to Friendly Competition," *Journal of Interamerican Studies and World Affairs*, 27 (2) (Summer, 1985), 25-53; 澤田眞治「アルゼンチンとブラジルにおける核政策——開発競争から協調管理への展開」『広島平和科学』第一七巻（一九九四年）四一—七八頁。
- (22) "Iraq ended nuclear aims in 1991" (August 11, 2004), *BBC News*, <http://news.bbc.co.uk/2/hi/middle_east/3556714.stm> (Accessed October 19, 2009).
- (23) ウクライナやムラルシー、カザフスタンは、ソ連崩壊後に国内に残った核兵器を放棄したが、自ら開発したわけではなく、本稿では核開発国に含めない。またアルジェリアやエジプト、旧ユーゴスラビア、台湾、ルーマニアなどの核開発疑惑については、本稿の分析に使えないほどの資料はない。
- (24) Neil Jocke "Tacit Bargaining and Stable Proliferation in South Asia," *The Journal of Strategic Studies*, 13 (3) (September 1990), 79.
- (25) Cohen and Frankel, "Opaque Nuclear Proliferation," 21.
- (26) Paul, *Power versus Prudence*, 24-34.
- (27) "Department of Defense and Department of Energy," National Security and Nuclear Weapons in the 21st Century (October 4,

- 2008), <<http://www.defenselink.mil/news/nuclearweaponspolicy.pdf>> (Accessed October 19, 2009).
- (28) “US Jets Hit ‘Terrorist Center’ In Libya.” *The New York Times*, April 15, 1986.
- (29) 対立国の設定の多くは、注釈と引用しつつも資料の区別を参考とした。Muthiah Alagappa, “Nuclear Weapons National Security: Far-Reaching Influence and Deterrence Dominance,” Muthiah Alagappa ed., *The Long Shadow: Nuclear Weapons and Security in 21st Century Asia* (Stanford, Calif.: Stanford University Press, 2008), 487–495.
- (30) 許容範「核武器七〇年代末ほとんど完成 全斗煥 米側政権保障代価放棄」『朝鮮日報』(一九九五年一〇年六日)。
- (31) Jan Prawitz, *From Nuclear Option to Non-Nuclear Promotion: The Sweden Case* (Utrikespolitiska institute Research Report 20), Webb Edition (The Swedish Institute of International Affairs, 1995), 12–15.
- (32) “Iraq ‘ended nuclear aims in 1991,’” (August 11, 2004), BBC News <http://news.bbc.co.uk/2/hi/middle_east/3556714.stm> (Accessed October 19, 2009).
- (33) National Intelligence Council, “Iran: Nuclear Intentions and Capabilities,” (Washington: Office of the Director of National Intelligence, November 2007) 6.
- (34) ウォルフ・メンデル著 金子謙訳「第二次世界大戦後の英仏の安全保障政策と核武装問題」『新防衛論集』第二七巻第一号(一九九六年六月)六一―八〇頁。
- (35) Paul, *Power versus Prudence*, 26.
- (36) Bradley A. Thayer, “The Causes of Nuclear Proliferation and the Utility of the Non-proliferation Regime,” Raju G. C. Thomas ed., *The Nuclear Non-Proliferation Regime: Prospects for the 21st Century* (Houndmills, Basingstoke, Hampshire RG21 6XS and London: MacMillan Press, 1998), 75–129.
- (37) Michael C. Desch, “Culture Clash: Assessing the Importance of Ideas in Security Studies,” *International Security*, 23 (1) (Summer, 1998), 141–170.
- (38) Juan J. Linz, *Totalitarian and Authoritarian Regimes* (Boulder, Colorado: Lynne Rienner Publishers, 2000).
- (39) *Ibid.*, 159–171.
- (40) *Ibid.*, 36.